

- 1 開催年月日 令和3年10月19日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎9階議会第8会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時27分

- 5 出席した教育長及び委員
桐谷 次郎 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員

- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
教育監 岡野 親
副局長 落合 嘉朗
総務室長 篠田 寛
行政部長 大場 勇人
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 宮村 進一
生涯学習部長 高梨 信行
企画調整担当課長 市川 秀樹
管理担当課長 星 孝樹
県立高校改革担当課長 千葉 剛
行政課長 松西 孝子
財務課長 藤野 智弘
教職員企画課長 田村 暢
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
厚生課長 信太 雄一郎
参事兼高校教育課長 増田 年克
高校教育企画室長 蘇武 和成
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 古島 そのえ
特別支援教育課長 萩庭 圭子
生涯学習課長 河田 貴子

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会10月定例会 会議日程

日時 令和3年10月19日（火）

9時30分から

場所 神奈川県庁新庁舎9階

議会第8会議室

1 議事

日程第1

- | | |
|----------|---|
| 定教第31号議案 | 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一部改定について |
| 定教第32号議案 | 神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則 |
| 定教第33号議案 | 令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に係る生徒入学定員について |
| 定教第34号議案 | 審査請求について |
| 定教第35号議案 | 令和3年第3回県議会定例会への提案に係る申出について |
| 定教第36号議案 | 令和3年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |

日程第2

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 報第7号 | 令和3年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について |
|------|--------------------------------------|

2 協議・報告事項

- | | |
|-----|---|
| 報告1 | 入学者選抜制度検討協議会について |
| 報告2 | 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について |
| 報告3 | 「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会及び個人情報保護条例を活かす会からの申し入れ等について |

教育委員会10月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会10月定例会を開会します。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
では、会議録署名委員に下城委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

下城委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「県立高校改革実施計画(Ⅱ期)の一部改定について」ほか5件の付議案件がございます。
また、日程第2として「令和3年度神奈川県教育委員会表彰(神奈川県優秀授業実践教員表彰)について」の報告案件がございます。
さらに、協議・報告事項として「入学者選抜制度検討協議会について」ほか2件の報告がございます。
お諮りします。本日の日程のうち、日程第1の定教第34号議案は、審査請求に関する案件、また、定教第35号議案及び定教第36号議案は、知事への申出に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び神奈川県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議をすることとし、先に公開の案件に入りたいと思います。
それでは、会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、日程第1の定教第31号議案に入ります。

定教第31号議案 県立高校改革実施計画(Ⅱ期)の一部改定について 説明者 千葉県立高校改革担当課長

県立高校改革担当課長 定教第31号議案「県立高校改革実施計画(Ⅱ期)の一部改定について」です。青のインデックス「定教第31号議案」をご覧ください。提案理由にあるように、県立高校改革実施計画(Ⅱ期)の一部改定について決定いたしたく提案するものでございます。次のページをご覧ください。Ⅱ期計画の一部改定案です。具体的な内容については、青のインデックス「定教第31号議案関係」でご説明します。

「1 「県立高校改革実施計画（全体）」について」、「2 「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」について」は、それぞれの策定の経緯ですので、「3 「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」の一部改定（案）について」から、ご説明いたします。この改定は、Ⅱ期計画策定後の状況の変化に対応するため、計画を一部改定するものです。

まず、「(1) S T E A M教育研究推進校の指定」についてです。改定の内容ですが「イ」に記載のとおり、中央教育審議会答申でも示されているS T E A M教育について、今後、全県立高等学校において推進するため、その実施方法等について研究を進めていく必要があることから、S T E A M教育研究推進校の令和4年度からの実施に向け、具体的な取組として位置付けるものです。

2ページをご覧ください。「ウ 「S T E A M教育研究推進校の指定」のⅡ期計画における位置付け」ですが、「I 質の高い教育の充実／重点目標2「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます」」に位置付けます。

3ページをご覧ください。具体的には、次の「Ⅱ期の工程表」をご覧くださいなのですが、こちらのバーチャートに記載のとおり、令和4年度から令和6年度までの3年間、新たな指定に取り組むこととし、下段枠内の「指定校」に記載のとおり、5校を指定する予定です。

次に、「(2) スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進」についてです。改定の内容ですが、資料記載のとおり、中央教育審議会答申を踏まえ、学校教育法施行規則が改正され、スクール・ポリシーの策定・公表が求められることとなり、また、スクール・ポリシーの策定にあたり、いわゆるスクール・ミッションの再定義をよう求められたため、スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進を新たに位置付けるものです。

4ページをご覧ください。「ア 「スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進」のⅡ期計画における位置付け」ですが、「Ⅱ 学校経営力の向上／4 重点目標4「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」」に位置付けをします。

5ページをご覧ください。具体的には、次の「Ⅱ期の工程表」のところですが、バーチャートに記載のとおり、令和3年度に各学校の「スクール・ミッションの再定義」を行うとともに「スクール・ポリシーの策定・公表」を行います。その後、令和4年度、5年度に、各学校において、スクール・ポリシーに基づく教育活動を実施していきます。

「4 今後の予定」ですが、本日ご決定いただきましたら、早急に公表し、周知に努めていきたいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員

まず、このスクール・ミッション、スクール・ポリシーの件で、令和3年度に県の教育委員会が再定義をし、それを受けて、全県立高校が各校で策定をしていく。その際、具体的に学校ではどういうメンバーの方々を中心としてこの話し合いがされ、その後全職員に対してどんな形でという、流れのひな型みたいのものがあったら教えてください。

県立高校改革担当課長　　まず、スクール・ミッションの手順ですが、県教育委員会の方で、既に平成28年度に一旦ミッションを定めております。これについて事務局内で再検討して、それを今、学校側に提示しています。学校側では、学校運営協議会でそのミッションについて、もう一度議論をいただく。これは中央教育審議会の答申でも推奨されている取組になります。今、それを戻してもらって学校と調整し、調整がつき次第、ミッションについては、改めて学校に発出するという流れになっています。

高校教育企画室長　　続いて、スクール・ポリシーについてです。スクール・ポリシーは、スクール・ミッション、それから学校教育計画にある学校教育目標等を踏まえて、各学校で定めるという形になっています。各学校には、既に作成の依頼をしていて、学校の中で職員全体がしっかりと検討した中で、学校運営協議会等でも諮りながら、その内容について学校の中でしっかりと固めながら決定し、公表していくという流れになっています。

笠原委員　　スクール・ポリシーに関して、学校教育目標を校内で十分話し合うということで、学校教育目標を下ろされてくるという感覚ではなくて、校長を中心にしながら、職員がきちんとそれぞれの段階で自分事として取り組むということが、今後の中でとても大事だと言われていると思うので、是非、形式的にならずに本当にしっかりと、各学校が自校の生徒の資質・能力をどうやって育てていきたいのか、目指すべき生徒像というのをどういうふうに設定しながら、社会と一緒に県立高校がその地域に存在していくかという辺りのところは、しっかりと取り組んでいただく必要があるかと思しますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

下城委員　　他にご質問はありますか。
従来の「STEM」に対して「STEAM」という、「A」が加わったわけです。リベラルアーツという。従来から科学教育・理数教育について力を入れなさいというのに対して、今回、単なる理科的な技術的な理数系の頭脳という以上に、社会全体を広く見渡して、倫理も含めて、全体のことを考えていけるような資質・能力を養いなさいということなのだと思います。今回指定していただいている学校5校というのは、おそらくこれまでも、そういう理数系の指定校として、一定程度の業績を上げてきた学校、地域とのつながりなども含めてです。

ですから、今、笠原委員から質問がありましたミッション、上からのミッションに対して下からのポリシー、その下からの打ち出していける学校独自のものという力を、十分持っている学校だと思います。最初はこの5校でいいのですが、ゆくゆくこのSTEAMの方が軌道に乗って実現していけば、業績を出していけば、優秀な学校というのではなくて、もっとその地域、地域の特色の中で「うちはこのリベラルアーツの方がより強い」という学校も出てくると思うので、スタートはこれでいいのですが、そういうところにどんどん広げていくような感じで、先、将来を、もっとアートが前面に出てくるような形で進めていただければと思います。

他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願ひいたします。

教育長　　それでは、ただいまの定教第31号議案につきまして、原案のとおり決することでご

異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは、引き続き下城委員
よろしく願いいたします。

下城委員 それでは次に、定教第32号議案に移ります。

定教第32号議案 神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則
説明者 松西行政課長

行政課長 定教第32号議案についてご説明いたします。青のインデックス「定教第32号議案」
をご覧ください。提案理由ですが、県立高校改革実施計画（Ⅱ期）に基づく県立高等
学校の学科改編に伴い、神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則について所要の
改正をいたしたく提案するものでございます。

次のページをご覧ください。1ページが規則改正案、2ページが新旧対照表となっ
ています。具体的な内容については、青のインデックス「定教第32号議案関係」でご
説明いたします。

「1 改正の趣旨」です。県立高校改革実施計画（Ⅱ期）に基づく県立高等学校の
学科改編に伴い、横須賀工業高等学校及び海洋科学高等学校に学科を新設するため、
規則を改正するものです。

「2 改正の内容」です。今回学科の追加を行う2校のうち、横須賀工業高等学校
については、全日制の課程に新たに「建設科」を設置します。また、海洋科学高等学
校については、新たに「全日制の課程」を設置し、その中に「船舶運航科」、「水産
食品科」、「無線技術科」及び「生物環境科」の四つの学科を設置します。

「3 施行期日」は、令和3年11月1日と考えています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

下城委員 ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ、採決について教育長にお願い
いたします。

教育長 それでは、ただいまの定教第32号議案につきまして、原案のとおり決することでご
異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員よろしく
お願いいたします。

下城委員

それでは、次に定教第33号議案に移ります。

定教第33号議案

令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に係る生徒入学定員について

説明者 増田高校教育課長

高校教育課長

青のインデックス「定教第33号議案」をご覧ください。提案理由にあるとおり、令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者募集に係る生徒入学定員について決定いただきたく付議するものでございます。議案の内容として、各県立高校の入学定員の数をお示ししていますので、まず、定員計画策定に当たっての考え方等の全体像について、別添の資料に基づきご説明いたします。

それでは、青のインデックス「定教第33号議案関係」の1ページ目「資料1」をお開きください。まず「1 令和4年度定員計画策定の考え方」の「（1）合意事項の基本的な考え方の視点の達成」についてご説明します。四角囲いに記載しているとおり、三つの視点の達成を図っていきませんが、こちらは右上に記載のとおり、神奈川県公立高等学校設置者会議における合意事項の基本的な考え方に示されたもので、内容としては前年度と同様となっています。また、（2）のとおり「実現を目指す定員目標を設定する方式」を継続することとしました。以上の考え方を踏まえて「2 令和4年度の定員計画の策定について」をご説明いたします。

ページ下段になりますが、四角囲いにあるとおり、全日制進学実績の向上を推進するため、公私各々が実現を目指す入学定員目標を明確にすることとし、右側の枠内に記載していますが、公立中学校卒業予定者のうち、公立にあっては40,350人程度、私立にあっては14,700人程度を目標としました。

では、入学定員目標を基に公立の定員計画を策定しましたので、1枚おめくりいただき「資料2 令和4年度神奈川県公立高等学校生徒入学定員計画について」をご覧ください。「1 公立中学校卒業予定者数の推移」です。表の太枠にあるとおり、令和4年3月の公立中学校卒業予定者数は、前年から1,920人増の67,079人を見込んでいます。この生徒たちを受け入れる定員枠として「2 全日制入学定員について」をご覧ください。こちらも表の太枠、一番左側に記載のとおり、先ほどご説明した合意による公立の入学定員目標は40,350人となっており、前年から800人の増となっています。その右側の列、県外等からの入学者の受入分として540人。それから一つ飛びまして、海外からの帰国生徒や在県の外国籍の生徒の特別募集、中途退学者募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を合わせた特別募集等の定員が577人。ここまでの合計から、併設型中学校からの入学者360人を引いた人数が、公立高校の募集定員41,107人です。次に、県立神奈川総合高校で7月に実施する後期募集の定員20人、来年の4月以降の転入学編入学を見込んだ転編入の定員342人、以上の定員を合計したものが公立高校の入学定員となり、41,829人となります。学級数にすると1,053クラスとなります。今回付議している県立分としては、太枠中の2段目、県立の右から2番目に記載しているとおり、入学定員は38,069人、学級数にして959クラスとなっています。

す。

次に「3 定時制入学定員について」です。表の太枠、一番左に記載のとおり、一般募集は2,846人となっており、前年から154人減となっています。こちらに特別募集の34人を合わせて入学定員が2,880人、学級数にして82クラスとなります。そして一段下がり、今回付議しております県立分としては、入学定員が1,960人、学級数にして56クラスとなります。

次に「4 通信制入学定員について」ですが、令和4年度の入学定員については、今回の付議に係る県立の入学定員として、表に太枠でお示ししたとおり、1,520人としています。

次に「資料3 令和4年度県立高等学校学級増減対象校一覧」をご覧ください。こちらは、令和3年度の募集学級数との比較となっています。今回の定員計画に係る学級増減の対象校を課程及び学科別にお示したものです。先ほどもご説明したとおり、令和4年3月の公立中学校卒業生数は、前年から1,920人増加する見込みですが、各地域によって中学校卒業生の動向にはばらつきがあります。そのため、地域的な生徒の増減等を勘案した上で対応しています。対象校を選ぶに当たっては、各学校の施設状況、今後の中学校卒業生の推移等を考慮した上で調整しました。

4ページ、一番上の段をご覧ください。全日制においては「(6)増減学級数合計」のとおり、県立高校23校で24学級増、5学級減、最終的には19学級の増となっています。定時制課程については、県立高校4校で4学級の減となります。なお、各県立高校ごとの入学定員等については、定教第33号議案のとおりとなっています。

今後の予定ですが、市立高校を設置する各市教育委員会において、市立高校の定員を議決した後、10月28日に、公立高校全体の定員について記者発表を予定しております。

以上で、定教第33号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員 資料3ページの学級が増になっています。今まで、生徒数が減少する等々の中で、学級減が続いてきました。その学級減と増がずっと減ではなく、時に増になったりという変化のある学校はありますか。つまり、学校側として学級が増えたり減ったりするというのは、学校経営上なかなか難しい点があるかと思うのですが、この学校の中にはそういう学校はないのですか。

高校教育課長 今まで確かに学級減が続いてきている状況の中で、今年、増加に転じますので、今まで実は減ってきた学校が、今回増えているというパターンはあります。ただ、大きく2クラス増えてしまう等はしないようにということで、増やしても1クラスという形に対応している状況です。ですから1学年だけ1クラス多くなるという学校は、実際にはあるという状況です。ただ、そこについては校長と話をした上で、施設あるいは教育活動に支障がないということは確認をさせていただいています。

下城委員 他にありますか。

では、私から聞かせてください。中学校卒業予定者が1,920人増えるというところ

で、十分これを受け入れられるキャパシティを用意したのだと思いますが、最初のところ、1ページ目にあったように、進学率が90.5%から令和3年度は90.3%に、ポイント減になっているわけです。これを上げないといけない。他県と比較、比較の仕方がいろいろあるので問題はあるのかもしれませんが、93%という数字を目指すという中で、あまりにもキャパシティを作るとこれがさらに下がるような、実際は下がってしまうようなことがあるかもしれないし、上げようとするキャパシティを小さくしないといけないという微妙なさじ加減というのはあるかと思いますが、一番やはり念頭においていただきたいのは、入れない生徒が出てくることがないように、そこが一番だと思います。その辺のさじ加減と言うか、どういうふうにしたのかを教えてください。

高校教育課長 各中学校卒業者の進路選択が非常に多様化しているということは、今までにも何度か議論させていただいてきたところです。そういう中であっても、全日制において希望する生徒がしっかりと入学できる、そういった定員枠については確保していくことが必要であり、公立も私立も同様の考え方をもって、この定員計画の策定に臨んでいるという状況です。昨年度、最終的に、特に県立高校の欠員の状況等、実はかなり大きくありますので、そこに対して今回の増加人数を用意することで、希望する生徒がしっかりと入学できるキャパシティは準備ができたという捉え方をしています。

下城委員 もう一つ、定時制の方は減るわけです。これはやはり数字の動向の中で、今年は減らそうと決めたのだと思いますが、そのところをご説明いただけますか。

高校教育課長 定時制課程については、一時期、全日制を希望する生徒が定時制に行くという状況が続いた時期があり、その時期に一時的に非常に生徒数が過大規模化した時期もありました。その後は先ほど申し上げたとおり、それぞれ多様な進路選択に対応できるような形での定員計画を策定してきておりますので、実は直近は、定時制課程は非常に充足率が下がっている状況です。令和2年度では、県立の夜間の定時制は33%程度まで実は下がってしまっていると。さらに令和3年度については26%まで下がっている。このような状況がありますので、それに対応するというところで、今回は比較的学級数の多い普通科の4校について学級減をさせていただく計画としたところです。

下城委員 他はよろしいでしょうか。それでは他にご質問がなければ、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの定教第33号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員よろしくようお願いいたします。

下城委員 それでは次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告 1

入学者選抜制度検討協議会について

説明者 蘇武高校教育企画室長

高校教育企画室長 それでは、協議・報告事項の報告1「入学者選抜制度検討協議会について」ご報告をさせていただきます。

新しい中学校学習指導要領が今年度から全面実施ということになりました。このことに伴い、現行の神奈川県公立高等学校入学者選抜制度について、客観的な検証を行うとともに、課題を整理して、入学者選抜の改善に係る意見を聴取するため、学識経験者や中学校関係者などによる協議会を設置いたします。

これまでの経緯について簡単にご説明します。本県では、これまで学習指導要領の改訂にあわせて、概ね10年ごとに入学者選抜制度の改善を行ってきました。県教育委員会では、これまで現行の入学者選抜制度について、学校関係者などの意見も聴取しながら、新しい学習指導要領で求められる学力を見据えた、学力検査や面接の在り方、それから選抜日程等を教育局内で検証してきました。現時点の検証結果では、現行の制度を大きく変更するほどの課題は見当たらないと捉えています。新しい学習指導要領で学ぶ今年度の中学1年生が高校を受検する、ちょうど令和6年度入学者選抜への反映を目指して、改善の方向性について検討を行っていきたいと考えております。

協議会における検討事項ですが、記載のとおり、神奈川県公立高等学校の入学者選抜制度の検証及び課題の改善に関することです。

構成員についてですが、学識経験者は大学教授等2名程度ということで考えております。それから、保護者代表としてPTA関連1名～2名程度、教育行政関係者は政令・中核市の教育委員会からそれぞれ1名程度、学校教育関係者として、例えば中学校関係者、県立高校関係者、教職員団体等からそれぞれ1名程度を予定しています。

今後の予定ですが、令和3年度中に協議会を3回程度開催しようと考えております。11月の中・下旬を皮切りとして、今年度内に実施していく予定です。令和4年度当初を目途に協議会の意見を取りまとめ、その最終まとめを基に、県教育委員会としての改善方針を策定いたします。そして、令和4年度から令和5年度にかけて、入学者の募集及び選抜実施要領等を作成して公表する形で、今後進めていきたいと考えております。

下城委員 ご質問がありましたらお願いします。河野委員。

河野委員 「4 構成員（予定）」と書いてあるところは、それぞれのジャンルからということだと思うのですが、保護者代表のところについて、この1名～2名というのは公募等も含むのでしょうか。公募等も含んだ上での選定になるのでしょうか。

高校教育企画室長 構成員に関しては、今、想定してはいるところですが、ただいま検討中ということを進めているところです。

河野委員 一言で保護者代表と言っても、多様なバックグラウンドがある人が良いかなと思ったので、伺いました。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいですか。では、特にご質問がないようでしたら報告1を終わりたいと思います。

次に、進行の関係から報告3に移ります。

報告3 「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会及び個人情報保護条例を活かす会からの申し入れ等について

説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 赤色のインデックス「報告3」をご覧ください。県民等から教育長あて申入書及び要請が提出されましたので、ご報告をさせていただきます。申し入れ及び要請を行った県民等ですが、「「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会」及び「個人情報保護条例を活かす会」という二つの団体です。

初めに、「「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会」からの申し入れの内容についてご説明します。申し入れの内容については、四つの「申し入れ事項」から成っております。2ページの下部をご覧ください。申し入れの内容は「1. 「日の丸・君が代」を強制する通知を学校現場に出さないこと。」「2. 卒業式・入学式の形態は各学校現場に任せ、教育委員会は介入しないこと。」「3. 卒業式・入学式の参加者に、起立・斉唱は強制ではないことを事前に知らせること。」「4. 卒業式・入学式での不起立者の氏名収集をしないこと。」以上4点です。申し入れ事項「2. 卒業式・入学式の形態は各学校現場に任せ、教育委員会は介入しないこと。」については、昨年度の申し入れにはなかったもので、今回新たに追加された内容となっております。本件については、団体からは12月11日までに文書による回答及び話し合いの場を設けるよう求められているところです。

続いて「個人情報保護条例を活かす会」からの要請内容についてご説明をいたします。要請は、六つの要請項目から成っております。資料5ページの下部をご覧ください。「1 「日の丸・君が代」の実施を強制する新たな通知を出さないでください。」「2 卒業式・入学式における「起立・斉唱」は強制ではないことを、各学校へ周知してください。」「3 不起立者の氏名収集をやめてください。また、県教委職員による不起立者への来校「指導」をやめてください。」「4 過去に不起立であった教職員がいる学校の校長に対して、不起立者情報を伝え、不起立者を出さないよう求めることをやめてください。」「5 校長に対し、式後の「国旗掲揚・国歌斉唱状況調査」、および「教育課程調査」と称する指導主事の派遣をやめてください。」「6 西暦が自由に使えるように、元号使用には規定がないことを学校に周知してください。」以上6点です。要請項目の「6 西暦が自由に使えるように、元号使用には規定がないことを学校に周知してください。」については、昨年度の要請にはなかったもので、今回新たに追加された内容となっております。

また、要請に加えて、二つの質問内容があります。資料4ページ、文章中にあります。一つ目は、「児童・生徒たちがつくりあげた卒業式・入学式ではなぜだめなのでしょう。か。」二つ目は、「カラーレベルスケールを生徒の髪に当て、「黒」と認定できないものを帰宅「指導」させたり、その場でヘアスプレーを使って染めさせたりしていることはないでしょうか？」という質問があります。この質問に対しても、回答するよう団体からは求められているところです。本件については、団体からは12月までに回答及び話し合いの場を設けるよう求められております。

これらの申し入れ等について、事務局としては、これまでの教育委員会での議論や考え方及び実情を踏まえた上で、団体と話し合っていきたいと考えております。報告は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。佐藤委員。

佐藤委員 髪の毛の色をスケールで測ったり、あるいは元号をテスト等で使うことにさせた事例があるかどうかを調査する。県教育委員会としては、学校現場で何が起きているかを逐一把握しているわけではないので、実際にそういうことがあったのかというのは、調査しないと分からないことだと思っておりますが、ただ、そういう調査をすること自体が何らかのメッセージを伝えることになるような気もするので、回答に当たってどういうふうに進めるか少し難しいなと感じたのですが、どういう対応予定でしょうか。

高校教育課長 校則については、各学校において、そういった合理的な範囲を逸脱しないものとなっているかどうかという点での見直しは、昨年度来、各学校に通知をして指導してきているところです。そういった中に、頭髪指導等についても指導項目としては入ってくると理解しています。この卒業式当日についてということで、ここに具体の例が質問の中には書かれているわけですが、この辺りについては各学校現場において、通常は卒業式の事前の練習、予行等の場面もありますので、そういったところで、式に出席するに当たって、生徒としっかり対話を重ねた上で、丁寧な指導を行ってきているのが各学校の実態と考えているところです。そういった実情等を踏まえた上で、ご質問については回答していきたいと考えているところです。

下城委員 他にいかがでしょうか。

今の点から私も一言。高校をいくつも回って見せてもらって、その中を通して感じたことなのですが、例えば、文化祭のときだけ髪を染めさせてほしいと、生徒の方からです。では、その1週間だけだから終わったら戻すようにという話し合いの上で「その1週間だけスプレーで髪を自由に染めていいよ」というような高校がいくつかあることを知っています。ですので、今、佐藤委員からもお話があったように、あくまでも高校生に任せて、自分たちの学校なのだから自分たちで作っていくのだという。その中でどこに規律というものを見出していくのかという。できたら全部自分たちで作っていくことができればと思うのですが、なかなかそれが足りないとか、ここまで認めていい、してはいけないというところで、ある程度の大人から見たときの制限として、校則や規則や儀式の内容等があるのだと思います。だから、あくまでも高校生、生徒たちに学ばせる場にしていく。自主的に「規則というのは、自分たちで作

ることができるのだったら、それでいいよ」というような、学ばせていく方向の中で全体を進めていっていただければと思うところです。現状、それがなかなかそういかない学校もいろいろあるかとは思いますが、そのような中で、規則が先行してもそれは仕方がないことなのかなとも思います。感想です。

教育監 先ほど高校教育課長からも説明がありましたように、常に学校としては、世の中の状況も踏まえた上で、校則の見直しをするようにという指示をしています。そうした指示の中に、今、下城委員のご指摘のように、規則改正の際には、生徒の意見等も取り入れながら、学校全体できちんとコンセンサスがとれるような校則にするようにということも併せて学校には伝えて、やっていただいております。今後も、そうした視点が大切かと思っていますので、そうしたことで取り組んでいきたいと考えております。

下城委員 それも教育のチャンスなわけです。上からだと反発を招くわけですが、自分たちから守っていこうという気持ちが芽生える、それで守っていくということが大事だということだと思います。河野委員。

河野委員 今いろいろお話が出ている中で、この髪のことだけにこだわるわけではないのですが、一例としてここに括弧でわざわざ「黒」と認定できないもの」と書いてあるのですが、神奈川県は多様性を受容していると思いますので、基準としてスタンダードが黒であって、そこに当てはまらないものは、というような価値観だけは、もちろん生徒の中からも、学校からもあり得ないと思うのですが、この辺り、先ほど頭髪指導という言葉をお伺いしたので、何かもし、その辺りで教えていただけることがあったらお願いできますか。

高校教育課長 よく地毛がどういう色だということを申請させるという話題になった時期もあったかと思うのですが、そういったことについては、神奈川県では今現在は行っておりません。それはそれぞれの生徒の状況が違うという前提に立った上で、指導を行っておりますので、一律に黒でなければいけないという頭髪指導を行っているわけではありませんので、そこについては各学校、しっかりと踏まえた上で対応している状況と承知しています。

河野委員 その筋でよろしくお願ひしたいと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 先ほどの下城委員のご発言に絡んで、18歳が成人になって、要は高校生段階が、社会の入口にぐっと近くなったことによって、高校だけの問題ではなくて多分その前の小・中学校の段階も含めての自主自律という意識を、どうやって学校教育の中で育てていくかということも含めて、高校生段階だけの問題ではないと思っているので、やはりそれぞれの段階の教育の中で子どもたちが社会につながるよう、各学校が責任を持って対応していくかということは、是非、連続的な視点の中で、教育を見ていただけるとありがたいと思います。

下城委員 他はよろしいでしょうか。それでは他にご質問がないようでしたら、ここで議事について教育長にお願いいたします。

教育長 ここで、室内換気等のため約5分の休憩とします。

(10時21分休憩に入り、10時26分再開する)

教育長 それでは、教育委員会10月定例会を再開いたします。
県教育委員会会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは、進行の関係から、協議・報告事項の報告2に移ります。

報告2 **新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について**
説明者 市川企画調整担当課長

企画調整担当課長 赤色のインデックス「報告2」をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。

この報告資料は、これまでの主な県教育委員会の対応について取りまとめたものですが、今回は9月3日の教育委員会9月定例会以降の対応についてご報告いたします。

県立学校及び市町村立学校の対応についてです。16ページ、真ん中の「ク」をご覧ください。9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、同日に「令和3年9月13日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請しました。その内容については、＜高等学校、中等教育学校＞については、9月13日から9月30日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施するなど、資料記載のとおりです。

18ページをご覧ください。上段「ケ」ですが、9月28日に、9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、同日に「令和3年10月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼しました。内容としては＜高等学校、中等教育学校＞については、当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底し、授業は原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とします。今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行います。＜特別支援学校＞については、当面の間

は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底します。

【県立学校における児童・生徒への対応】についてです。「(ア) 基本的な対応について」は、児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、必要な対応が終了するまでは、臨時休業とします。発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促します。登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組みます。「(イ) 学習活動について」19ページをご覧ください。感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続します。「(ウ) 部活動について」は、万全な感染防止対策を講じた上で活動することとし、感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとします。大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定します。

「(エ) 学校行事等について」ですが、「a 修学旅行等について」は、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断することとします。「b 文化祭・体育祭・学校説明会等について」は、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施します。

「(2) 県立社会教育施設の対応について」です。20ページの「ク」をご覧ください。9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染防止対策を徹底し、同様の対応を継続して、博物館・美術館は原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。図書館は、閉館時間を19時までとして、開館する。なお、博物館、美術館、図書館における講座等については、原則、延期・中止とし、開催する場合は、オンライン開催を基本とすることとしました。

「ケ」をご覧ください。9月28日に、緊急事態措置を実施すべき期間が9月30日をもって解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、感染防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととしました。

21ページをご覧ください。「5 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していきます。県立学校においては、感染防止対策を徹底し児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施します。また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策を徹底し運営していきます。

22ページをご覧ください。22ページ以降の「参考1」、29ページの「参考2」は、いずれも10月14日現在において県教育委員会が把握し、取りまとめたものです。また「参考3」については、後ほどご覧ください。報告は以上です。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。笠原委員。

笠原委員

お分かりになったら結構なのですが、先だって報道等で、新型コロナウイルス感染症に感染した方々がその後の状況回復がなかなかはかばかしくないという、特に年齢の若い、そして女性でというところだったような気がするのですが、高等学校も含めて、感染された生徒がいるかと思うのですが、十分回復できない状況の中で、オンラインの学習等々もやっていると思うのですが、精神的なケアであるとかそういった

相談等が学校から何か上がっているようであれば、教えていただけたらと思います。

指導部長 感染後の状況ということで、後遺症と言っていいのか分かりませんが、体調がなかなか元に戻らない状況が続いて、登校がなかなか難しい、オンライン等での学習、そういったことなどを継続している状況があるということについては、県立高校の生徒でそういう状況があつて、学校もそれに対応しているというお話をいただいているケースはあります。それについては引き続き、まずご本人の状況もしっかり把握した上で、できることをしていただくということで、学校としても可能な限りオンライン等での学習ということで継続しているのですが、ご本人の体調によっては、その日、学校がオンライン授業を実施していても受けることが難しい場合もあるということも聞いています。ご相談いただいていることについては、ご家庭と学校とで十分そういったやりとりをしながら、まずは今できることを、しっかり学校としても支援しながら対応しているということは聞いています。

笠原委員 なかなか難しいところだろうとは思いますが、やはり感染後の対応も含めて是非お願いしたいことです。職員はいかがでしょうか。復帰をされる中で、なかなか完全に復帰されるまでに時間がかかるという状況もあるのではないかとと思うのですが、その辺りの対応について、かなり弾力的に対応されているのであれば教えてください。

教職員人事課長 教職員ですけれども、基本的に軽症で済んでいる職員が大多数です。そういった中で、今委員がおっしゃった、復帰された後に勤務に支障が出るような健康状態になっている職員というのは、教育委員会に特に相談として上がってきていない状況です。

笠原委員 新型コロナウイルス感染症に罹患するということもなかなか大変なことですが、その回復にも時間がかかったり精神的な負担もあつたりというところで、まだまだ安心できる状況でもないし、やはりそういう方々への対応もしていく必要があるので、是非視野に入れていただき、ご対応いただければと思います。

下城委員 河野委員。

河野委員 今ご説明いただいた資料の27ページを拝見して、10月の人数で、職員の方が今までのところ0ということとか、児童・生徒は6名ということで非常に減少しているのですが、これは全国的に減少しているワクチン等の関係と見るのか、または神奈川県で早くから徹底的にやってきたという印象が私にはすごくあるので、ある一つの成功した結果と言えるところもあると思うのですが、この辺りはどのように読まれているのでしょうか。また、今後続けて対策が必要だと思うのですが、10月のこの良き現状を見てどのように捉えられたかなと思ひまして、教えてください。

教育局長 委員ご指摘のとおり、激減の状況です。

河野委員 すごいですね。

教育局長 ただ、その原因については、健康医療局等とも意見交換をしておりますが、何が決め手なのかは正直分からないというのが実態です。私どもとしては、また第6波という話もありますので、気を緩めることなく、引き続き感染防止対策に万全を期して、学びの継続をしっかりとやっていきたいと考えています。

下城委員 吉田委員。

吉田委員 その辺のところに関して、必ずしも教育関係、あるいは生徒たちだけではない形で、やはり今これだけ数が少なくなっている中で、後遺症、あるいはこれから感染に関する不安、いろいろな形のケアが必要になってくる、そのとおりだと思っています。2週間くらい前に、精神科の学会というのがパシフィコ横浜で開催されました。そのときにもお願いしたことではあるのですが、当然ながら、精神科という科自体が直接感染症に関わる科ではないけれど、認知症であったり精神疾患を持った新型コロナウイルス感染症患者の治療に関して、比較的しっかりした感染対策を整えた内科、あるいは他の科も一緒にやっている精神科病院などは、新型コロナウイルス感染症患者も受けていました。でも、絶対数としては全然少なかった。そういう中で、精神科学会において「これからみんなの出番なんですよ。少なくともそういった、後遺症、不安、あるいは我々の分野のことなのですが、100人の人を助けるために10人の人を諦めてもらったというようなことをやってきた医療者。当然、少し落ち着いたときに、その頃の患者の顔が浮かぶ。しっかり入院させてあげられなかったそのときの患者の顔、家族の顔が浮かぶ。そういった医療者側に対する心のケアだってやはり必要になる。それがおそらく数か月後に起こってくるので、患者自身、患者の家族、そして我々医療者にもそういったようなことが必要なですよ」という話をした覚えがあります。おそらくやはり生徒たち、学校の教員たちにも同じようなことが言えるかと思えます。

 神奈川県内の病院の7割方が参加して、協力しています。これは全国に比べて、これだけ病院が協力したというのは非常に少ない。神奈川県に参加したということは非常に少ない中です。では、残った3割の病院、おそらく精神科であったり、必ずしも感染症に特化した病院ではなかった3割の病院が、これから先またそういった出番なのだろう。精神科がメインであれば、後遺症であったり、あるいはそういった不安にであったり、そういったものに対応するような形を整えていくかと思えます。ですから、これから先、弱い強いと測れるものではないです。新型コロナウイルス感染症を怖がっている人は気持ちが弱い人、そういったことは全然関係ない。不安になる人が弱い心を持っているというのも全然関係ない話。でも、確かにそういった中で、本人だけではなくて、家族の心配等々もあって学校に来られない生徒、あるいは教職員もいらっしゃるかと思うのですが、そういった人たちにどんなケアをしていくか、どんな対応をしていくかということがこれから大事になっていくのかと思えますので、是非その辺のところも十分検討しながらケアしていく、そういった体制をとっていくべきなのだろうなと思えます。

 もう一つ、患者の数がどんどん少なくなってきた。もちろんワクチンが十分役に立っているのだと思えます。我々の病院の中でも、確かにクラスターが起こった病院で、ワクチンを2回やっている人たちが再び感染しているケースがあります。では、「ワクチンが役に立たなかったの」では全然なくて、少なくとも2回やった人たち

は、何かしらの形でCOVID-19の陽性が出たので、濃厚接触者的な形で検査してみたら、症状はないのに陽性になっていたというような形で、10人、20人ぐらいのちょっとしたクラスターが起こったというのですが、その人たちは、基本的には症状が出ない。だから、ワクチンをやったおかげで、重症化あるいは症状が出ない形にはなっている。いろいろ調べてみると、そういう人たちは、人に移す感染力というのは、0ではないけれどやはり少ないというような形になっているかと思います。ですから、全体的にワクチンのおかげで数は少なくなっていると同時に、ご承知のとおり、若者たちに抗原検査キットを配ったではないですか。症状のない人を検査する必要はないのですが、たとえば37度ちょっと咳があるぐらい、「あなたは会社に行きますか、あなたは学校に行きますか」「この程度なら会社へ行くよ、休まないで学校に行くよ」といった中に、かなりの陽性者がいたはず。そういう人たちに、この検査キットを配って検査してみる。症状はそれほどなかったけれど、検査してみると陽性になった。「そしたら休むよね」という話をすると「会社には行かないし、学校にも行かないようにします」その部分のところが随分減ってきたのだと思います。そういった形で、自宅において検査をすることによって、ステルス陽性者、隠れ陽性者、症状はそれほどではないけれどプラスだった人たちが出歩かなくなったという点も、学校感染に関しては随分役に立ってきたのだと思います。これはさらに広げていく形になっていくので、これから先もしっかりした対応を取りながら、第6波が起こってくることを未然に防ぐ、そういったような体制でいるということを報告しておきます。

下城委員

他はよろしいでしょうか。

私も一言。後遺症の話がありました。日本のデータではないのかもしれませんが、10代、20代の若い女性に比較的たくさん出るという報告がある。それから、ワクチンに関して言えば、職域とか大規模接種会場で使ったモデルナというのは、若い男性に心筋炎を多発するというデータも出ていると考えると、やはり小・中・高、それから若い教職員の皆さん、決してワクチンができたから大丈夫というわけでもないと思うのです。まだこれから「ワクチンどうしよう、モデルナだったら打たない方がいいのかな」というような動きも出てくるのかもしれないと思います。なので、慎重に慎重に考えていただきたい。

それからもう一つ、一方ですが、教育実習に行った学校の校長に聞いたことなのですが、やっと修学旅行に行かせられると、今計画を再開して立て直していますと伺いました。ただ、高校だと2年生ですよ。もう今3年生になってしまった。この子たちも何とかして行かせたいと今年の4月まで模索してみたのだけれど、結局また感染爆発の中で実現できず、3年生はもう受験があるので、結局できないということになってしまいましたと聞きました。本当に高校生がかわいそうなので、何か代替措置が、代替措置ではないけれどそれに代わるような思い出になるようなものができれば。これは現場の校長や現場の先生たちが考えていただくことで、教育委員会が上から言う話ではないのですが、上がってくれば、柔軟に考えていただければとも思ったところです。

他によろしいでしょうか。それでは、質問がないようでしたら、これで報告を終わります。次に進行の関係から、日程第2の報第7号に移りたいと思います。

令和3年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について

説明者 田村教職員企画課長

教職員企画課長 赤色のインデックス、報第7号「令和3年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について」をご覧ください。本件は、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により教育長が事務を臨時に代理して、被表彰者を決定したことにつきまして、報告を行うものです。

まず、本表彰制度の概要及び審査経過を、赤色のインデックス「報第7号関係」で説明させていただきます。「報第7号関係」をお開きください。「1 制度の概要」の「(1) 趣旨」ですが、教員の人材育成施策の一環として、学校教育における授業実践に優れ、教員の模範として推奨すべき者を表彰するとともに、教員全般の意欲及び資質能力の向上に資するものです。「(2) 導入年度」「(3) 対象者」「(4) 表彰候補者の基準」「(5) 部門の内容」は資料記載のとおりです。

「2 審査経過」ですが、資料記載のとおり、市町村教育委員会及び各校から推薦をいただいた表彰候補者に対し、授業観察や予備審査を経て、9月に審査会を行った上で決定しました。

「3 被表彰者数」ですが、今年度は、一番右側の太枠に記載のとおり、第1部門で計19名、第2部門で計28名の合計47名となっています。

2ページをお開きください。「4 被表彰者の活用」ですが、「校内や校外の教員に対する積極的な授業の公開」として、例年、初任者研修の他校訪問などの機会を積極的に活用し、1年以内に授業公開を1回以上行うこととしています。今後の授業公開については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、実施方法等を検討させていただきます。なお、令和元年度表彰者の令和2年度における授業公開については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から任意での実施としており、実施状況を枠囲みに参考として記載しています。

「5 今後の予定」ですが、表彰式を11月22日（月）に県庁本庁舎3階の大会議場にて行う予定ですが、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、開催の可否を決定します。

赤色のインデックス、報第7号にお戻りください。議案書を1枚おめくりください。今回決定した被表彰者の一覧です。1ページから2ページに第1部門の19名、3ページから5ページに第2部門の28名を掲載しています。ご確認いただければと思います。説明は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。河野委員。

河野委員 全体で、今年はやはり新型コロナウイルス感染症の背景からオンラインが多かったとか、何かこの環境下での努力、工夫があったようなことがあれば、またそこそこをピックアップしたようなことがあれば教えてください。

教職員企画課長 今回の表彰の基準としても、ICTの活用を入れさせていただき、さらに実際私

自身も見に行かせていただきましたが、Google Classroomなどを活用しながら効果的な授業実践をしていたということで聞いています。

河野委員 そうすると、この全体の中の多くというか、ほぼ全体的にICTを活用しているということですか。そういうわけではないですか。

教職員企画課長 全体ではありませんが、大部分のところでICTの活用は進んでいると聞いています。

河野委員 授業の展開の中で、インフラ的に活用が当たり前みたいになってくるといいなと思うのですが、それが少し進んでいる感じですか。

教職員企画課長 少しずつ今進んでいる状況で、ただ、準備がかなり大変という話は聞いていて、一生懸命自分の空き時間に映像を撮ったりしてやっているということは、実際にお話を伺いました。

下城委員 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 確認なのですが、「1 制度の概要」の中で、第1部門は「教職経験10年以上かつ35歳以上」、第2部門は「教職経験10年未満又は35歳未満」となっていることを考えたときに、裏面の第2部門で50代というのは、教職経験10年未満なのか。

教職員企画課長 教職経験が10年未満ということです。

笠原委員 10年未満の方に入っているということですよね。

教職員企画課長 そうです。

下城委員 他にいかがでしょうか。

吉田委員 第2部門で受賞して、何年か後、頑張っていたら第1部門でまた表彰されるということもあり得るわけですよね。

教職員企画課長 要綱上、特にその制限はありません。実際には2名ほど表彰した人もいと承知しています。

吉田委員 いいことですよね。ある意味での、若い頃しっかり頑張ってやって、そして引き続き頑張ってやって、そしたらある程度集大成的にまた表彰してもらえる。やはり第2部門、最初に受賞した人は、そういった思いで頑張ってやっていける人たちなのではないからね。ありがたいね。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にご質問がなければ、ここで議事について教育長にお願いいたします。

教育長 それでは、室内換気等のため、5分程度休憩といたします。

(10時56分休憩に入り、11時01分再開する)

教育長 それでは、教育委員会10月定例会を再開いたします。
 県教育委員会会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは次に、日程第1の定教第34号議案に移ります。
 ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教職員企画課長を指定します。

(11時03分非公開の会議に入り、11時27分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会とします。

令和3年10月19日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第34号議案

- ・ 教職員企画課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第35号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第36号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。